

# 前橋市個人番号利用条例の改正について（議案第122号）

情報政策課

## 1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく独自利用事務を開始するため、所要の改正を行う。

## 2 主な内容

- (1) 題名を「前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に改める。
- (2) 独自利用事務（法律に記載のない市独自の行政サービスとして実施されている事務）のうち、個人番号を利用して行うことができる事務を定める。
- (3) 庁内における他の機関（教育委員会）と特定個人情報を授受することができる事務を定める。

## 3 施行期日

令和5年4月1日